

藤沢市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し等について

1 藤沢市子ども・子育て支援事業計画等の中間見直しについて

「藤沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」の幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策については、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として定めているところです。事業計画策定時の推計と比較し、就学前人口（0～5歳人口）や保育ニーズの推計に一定の乖離があることから、幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、事業計画の中間見直しを行いましたので報告します。

また、平成29年度から、子どもの貧困対策の所管を子ども青少年部に位置づけたことを踏まえ、事業計画の「第4章 子ども・子育て支援施策の展開」の基本目標6 配慮を必要とする子ども・家庭への支援の柱のひとつ《4 子どもの貧困対策の推進》についても、見直しを行いましたので報告します。

- (1) 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の中間見直しについて
幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策とも、これまでの実績に基づき見直し、神奈川県との協議を行いました。

今後については、議会や藤沢市子ども・子育て会議からのご意見等を踏まえながら、3月末には確定していきたいと考えています。

神奈川県と協議した見直しの内容につきましては、別紙資料2のとおりです。

- (2) 藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）の中間見直しについて

事業計画の中間見直しとあわせて教育・保育の量の見込みに対する具体的な確保方策を定めた「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」について、平成30年4月の1次入所申込み状況を踏まえて見直しを行いました。

見直しの状況につきましては、別紙資料3のとおりです。

- (3) 子どもの貧困対策の推進に係る見直しについて

子どもの貧困対策の推進については、事業計画の「第4章 子ども・子育て支援施策の展開」に位置づけをしていますが、本市で実施している子どもの貧困対策に係る事業について整理し、体系化を行いました。

体系化した実施事業については、別紙資料4のとおりです。

今後の子どもの貧困対策の取組を進めるにあたり、平成30年度に子どもの貧困に関する実態把握のための調査を予定しており、調査結果に基づき、本市にお

ける子どもの貧困対策に関する基本方針や重点化を検討します。

2 法人立保育所の再整備について

(1) 神明保育園本園・分園

分園整備のために賃借している近隣の民間ビルを、本園舎建て替え時の仮設園舎として活用し、一体的な整備を進めています。

平成30年3月 本園整備工事完了

同 4月 本園新園舎へ移転・保育開始
新分園保育開始

平成31年4月 新分園を本園化予定(定員拡大)

(2) 亀井野保育園

新園舎へ移転したしづやがはら保育園の旧園舎を仮設園舎として活用し、再整備を進めます。現在設計等を行っており、平成31年3月から新園舎での保育を開始する予定です。

〔仮設園舎使用期間〕 平成30年5月から平成31年3月(予定)

(3) わかたけ保育園

平成31年度中に新園舎へ移転する予定の辻堂保育園現園舎を仮設園舎として活用し、再整備を進めます。

今後、辻堂保育園移転時期等を勘案し、運営法人とスケジュールなどについて協議を進めます。

(4) 白旗保育園

建築後44年が経過しており、保育環境の維持・向上の観点から、早急に改修等を進める必要があります。

そのような中、白旗保育園の運営法人から、「あずま保育園閉園後の現園舎を仮設園舎として活用したい」との申入れがありました。

市としても老朽化施設の解消や仮設園舎建設時における補助金予算の縮減などが図られるため、申入れを承諾し、事業者との協議を進めます。

3 地域型保育事業の家庭的保育における食事提供について

家庭的保育事業については、「藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年藤沢市条例第14号)附則第2条に、食事提供の義務を5年間適用しないとする経過措置を定めています。

この経過措置が終了する平成31年度を見据えて、平成30年4月以降、順次、食事の提供が開始できるよう各事業所において、準備を進めています。

なお、食事の提供をすることによる利用者負担額(保育料)については、これまでの負担額を据え置くこととします。

以上

(事務担当 子ども青少年部子育て企画課・保育課)